

## 「労務講座」開催報告

### 実施日時・参加人数：

合計：13 地活協 25 名

第1回 2013年4月23日（火）19:00～21:00 4 地活協 6 名

第2回 2013年4月24日（水）15:00～17:00 7 地活協 17 名

第3回 2013年5月30日（木）15:00～17:00 2 地活協 2 名

### 場所：

淀川区役所 5 階 501 会議室

### 講師：大垣支援員

### 使用物品：

配布資料 4 点（手続概要、労働契約、労災、源泉徴収）

### 内容：

4月1日からネットワーク推進員への補助金（月額約10万円）が打ち切られるのと同時に、地活協でも常駐の事務員が必要となる地域もあることから、有給で働いてもらった時にどのような手続が必要なのかを地域の方に理解してもらう事を目的として開催した。

ただし、時間の関係もあるので、週20時間未満、31日以上雇用する見込みのある方のみに関する手続きについて講義した。（週20時間以上では雇用保険も必要という事実のみ説明）

講座では大垣支援員がレジュメに沿って、手続きの概要、雇用契約時に事業所で用意すべきもの、労働者と交わすべき契約の概要を説明した。次に労災の手続きで労基署に提出すべき書類及びその書き方、用意すべき添付書類について説明した。

最後に源泉徴収に関して税務署に提出すべき書類、源泉徴収税納め方について説明した。

結果として、地域では事務員の雇用について検討する動きが出てくるようになった。